令和4年度住民税非課税世帯の方へ 臨時特別給付金 のお知らせ

型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活・ 暮らしを支援するため、対象世帯に一時金を支給します。

給付額について

1世帯当たり10万円を1回限り支給

給付金の対象となる方

※下記①住民税非課税世帯と②家計急変世帯との重複受給はできません

①住民税非課税世帯

基準日(令和4年6月1日)時点で香南市に住民票があり、世帯 全員の令和4年度住民税が非課税である世帯

- ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ※ただし令和3年度以降、既に「住民税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であった 者を含む世帯は対象外となります

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が 急変し、令和4年1月以降の収入状況が①の世帯と同様の事 情にあると認められる世帯

- ①案内通知から3カ月以内
- ②令和4年9月30日(金)まで

申請書類を審査後、指定された口座へ振り込みます。





申請手続き

①住民税非課税世帯

対象となると思われる世帯の方に手続きの案内(振込口座 や支給要件等の確認書)を7月中に発送しています。内容を 確認後、必要事項を記入してご返送ください。申請期限が 案内通知から3カ月以内となります。返送忘れのないように ご注意ください。

専用窓口

(福祉事務所) **250-3028**

②家計急変世帯

申請には、令和4年1月以降の任意の1カ月の収入の給与明 細等が必要です。収入が確認できる書類を持参し、令和4年 9月30日までに福祉事務所専用窓口にご相談ください。

令和3年度分の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付 金の支給の対象で、未申請の方も令和4年9月30日まで申 請できます。専用窓口にご相談ください。

DV等を理由に避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難し、住民票 を移さずに香南市にお住まいの方も、一定の要件を満たせ

ば、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給 付金(1世帯10万円)を受給できる可能性が あります。令和4年9月30日までに専用窓口 にご相談ください。

マイテポイント第2頭を申し込んでみよう!



市民保険課 ☎56-2155

マイナポイントを申込むと 最大20,000円分の ポイントがもらえます!

キャッシュレス決済 との連携で

最大5,000円分

健康保険証として の利用登録で

7.500円分

公金受取口座の

登録で

7,500円分

※令和4年9月30日までにマイナンバーカードの交付申請をした方が対象

令和4年 **6月30日より前に(1)**を申し込みされた方

②と③は、①と同じ決済サービス (電子マネーやクレ ジットカードなど) で申し込みいただくことが可能です。ま た、①で申し込まれた決済サービスとは別の決済サービ スで申し込むことができるようなりました。(ただし、②と ③でお選びいただく決済サービスは同じです)

令和4年 **6月30日以降**に(1)を申し込みされた方

1、2、3でお選びいただく決済サービスはすべて 同じです。



キャッシュレスで とても便利!



パソコンから専用サイトでのお申し込み、またはアプリをインストールしてスマートホンから ご自身でマイナポイント第2弾のお申し込みをすることができます。

マイナポイント申込サイトURL: https://id.mykey.soumu.go.jp/ ※パソコンからの申し込みにはカードリーダーが必要です



市役所市民保険課窓口でマイナポイントの申し込みをお手伝いしています。



お持ちいただくもの

本庁舎1階に特設端末を常設していますので、ご自身でお申し込みされる場合は市役所閉庁日でもご利用可能です。

マイナポイントは決済サービスでポイントを受取ることができる仕組です。(現金は口座に振込まれません)

個人番号カード未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付について

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない方に対して、地方公共団体情報システム機構か らQRコード付き交付申請書が7月中旬から順次送付されています(後期高齢者医療制度加入者を除く)。まだ マイナンバーカードの交付申請がお済みでない方はこの機会に申請してみませんか?市役所市民保険課でも申 請を受付(要予約)していますのでご利用ください。

18 2022.8 2022.8 19